

## スーパー定期＜単利型＞

(2025年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (M型) <単利型> (愛称: スーパー定期)
2. ご利用いただける方	法人および個人のお客さま
3. 預入期間	・ 定型方式: 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年 原則として自動継続の取扱いとなります。
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	預入時 (自動継続時を含む) の店頭表示の金利を満期日まで適用します。1回の預入金額300万円未満と300万円以上で金額階層別金利を適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年のものは、中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%、小数点第3位以下切捨て) により計算します。 (3) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 (円未満切捨て) により算出します。 (4) ・ 個人の方は20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%)、法人の方は総合課税 (非課税法人の場合は非課税) が適用されます。 ・ 個人の方でマル優適格の方はマル優の取扱いができます。 (5) 店頭またはホームページ上でご確認ください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・ 預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。
9. 中途解約時の取扱い	以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率 (2) 預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合 6ヵ月以上1年未満 預入日における店頭表示のこの預金の6ヵ月もの利率×70% 1年以上2年未満 預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70% (小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。) <ご注意> 中間利払が行われている定期預金を中途解約する場合、既に支払われた中間払利息の合計額が中途解約利率により計算したお利息を上回ることがあります。 このような場合には、中間払利息分が中途解約利息から差し引かれます。(中途解約時の受取利息が元金を下回る場合がございます。) ただし、トータルで受取ることができる利息はマイナスにはなりません。
10. その他参考となる事項	自動継続扱いでない場合の期日後利息は、解約日における普通預金金利により計算します。
11. 預金保険	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)
12. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先: 全国銀行協会相談室 電話: 0570-017109 または 03-5252-3772